

## 農薬吸入毒性評価手法確立調査部会の設置について

平成 19 年 6 月 5 日  
環境省水・大気環境局  
農薬環境管理室

### 1. 部会設置の目的

街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスク（近隣住民等への健康影響）の評価・管理手法の確立のため、環境省では平成 17 年度から「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」を開始し、農薬散布後の気中濃度モニタリング等を通じた曝露量の評価・管理手法の検討を行っているところである。

適切な飛散リスクの評価・管理手法を確立するためには、上記の曝露評価に加え、適切な毒性評価手法を確立することが重要である。

このため平成 19 年度からは「農薬吸入毒性評価手法確立調査事業」を開始し、市街地での使用実績の多い農薬等をモデルとした吸入毒性試験を実施すること等により吸入毒性評価手法の確立を図ることとし、学識経験者で構成する農薬吸入毒性評価手法確立調査部会（以下、「毒性部会」という。）を設置することとする。

### 2. 事業成果のイメージ

- (1) 農薬の毒性に係る最近の知見を踏まえた吸入毒性評価手法を確立する。
- (2) 公園等の市街地での使用実績が多い農薬等をモデルとして、飛散リスク管理の目安となる農薬の気中濃度指針値（以下、「指針値」という。）を設定する。なお、指針値については、「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」において作成予定の病害虫・雑草管理に関するマニュアルに活用する。

### 3. 事業実施予定期間

平成 19 ~ 21 年度

#### 4 . 平成 1 9 年度の事業計画

##### ( 1 ) 毒性部会の開催

吸入毒性試験の適切な実施及び吸入毒性評価手法の検討を行うため、毒性部会を 4 回程度開催する。

##### ( 2 ) 吸入毒性試験の実施

公園等の市街地での使用実績が多い農薬等をモデルとした吸入毒性試験を実施することとし、試験計画の策定及び試験結果の評価・検証を行う。

試験を実施する請負業者は、別途選定する。

##### ( 3 ) 国内外における動向、文献等の調査

農薬等の化学物質の吸入に係る毒性、毒性評価手法、リスク管理手法（指針値の設定等）その他必要事項について、国内外における動向や文献等の調査を行う。

#### 【スケジュール】（予定）

第 1 回毒性部会 : 平成 1 9 年 6 月

第 2 回毒性部会 : 平成 1 9 年 7 ~ 8 月

第 3 回毒性部会 : 平成 1 9 年 9 ~ 1 0 月

第 4 回毒性部会 : 平成 2 0 年 2 ~ 3 月

